

政策評価懇談会（第19回）議事要旨

1 日時：平成20年6月20日（金）10:00～12:05

2 場所：法務省第一会議室

3 出席者：（委員）立石座長，川端委員，田辺委員，中村委員，前田委員，山根委員，六車委員，渡辺委員
（法務省）小津事務次官，黒川官房審議官（総合政策統括担当），中川秘書課長，小山官房参事官
（総合調整担当），名取官房参事官（予算担当），松本官房付，駒方課付，岩田政策評価
企画室長補佐，各局部課担当者

4 概要：

平成19年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について事務局から説明した後，委員に意見を求めた。

5 主な意見・指摘等

- 「裁判員制度の啓発推進」について，現在の社会において，ウェブを通じた情報の伝達というのは非常に重要な位置を占めるようになってきているところ，評価書の取組の推進の中には，パンフレットを刷った，広報用グッズ製作あるいは説明会の実施というような項目は並んでいるが，ウェブを利用した広報という項目がなく，姿勢として問題ではないか。
- 「裁判員制度の啓発推進」について，この制度が成功する鍵というのは，裁判員を経験した人がいかに意義を理解して，積極的にやるべきだという感想が口コミで広がるかどうかにかかっているのではないか。法務省や国が制度を説明して，大丈夫だというより，実際に経験した人の話をアピールした方が不安感を解消することができるのではないか。
- 「裁判員制度の啓発推進」について，裁判所による意識調査における評価結果として「裁判員として参加するとする者も，辞退できる70歳以上を除くと約65パーセントに達する」と記載されているが，評価結果を記載する場合，アンケート項目の「参加したい」「参加してもよい」「あまり参加したくないが，義務であるなら参加せざるを得ない」といった内訳の結果について正確に記載すべきではないか。
- 「矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進」について，今後このまま民間委託を増やす方法がゼネラルということでは必ずしもないと思うし，法務省にとって，権力性があるかないかぎりぎりのところまで削って，職員でない者でという施策を追求しなければいけない段階がそろそろ曲がり角にきているのではないか。
- 「矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進」について，民間委託というものが，全体の中でどういう位置付けになっているのかが分かりづらいのではないか。
- 「保護観察対象者等の改善更生」における指標の取り方について，無職者を減らすというのは法務省だけの努力でできることではないので，何パーセント落ちたかどうかだけにあまりこだわると職員としても持たないのではないか。
- 「保護観察対象者等の改善更生」について，指標となるデータが平成18年と平成19年のデータの比較のみでは，最近の状況との関係でこのような効果が出たのか，それとも，具体的な施策の中でこういう効果が出てきたのか，その傾向が分からないので，もう少し長い年度をとっていただくよう検討していただきたい。
- 「検察権行使を支える事務の適正な運営」について，「適正な通訳人の確保のための対策を充実させる」という目標があり，実際にやったことというのが2日間，50名の方が参加するセミナーを開催したということによって一定の成果があったという評価になっているが，それだけでは説得力がないのではないか。
- 「検察権行使を支える事務の適正な運営」における各種広報活動への参加者について，一般という方々の構成のうち，司法制度に詳しくない，接したことがないような一般市民がどの程度いるのかということが分かるように記載すべきではないか。
- 「人権の擁護」における目標値の設定については，数字だけではなく，相談に対して，どのように対応し，救済できたのかというような中身をどう判断していくかが問題ではないか。